

**令和6年度
社会福祉法人徳島蒼生福祉会事業計画書**

法人本部	社会福祉法人徳島蒼生福祉会
住 所	徳島県板野郡北島町中村字東堤ノ内28-5
事業所名	徳島北障害者支援センター 指定就労移行支援事業所 指定就労継続支援B型事業所
住 所	徳島県板野郡北島町中村字東堤ノ内28-5
事業所名	徳島北障害者支援センター 徳島事業所 「にじいろキッチン」(従たる事業所) 指定就労継続支援B型事業所
住 所	徳島県徳島市応神町中原字中原83番地1
事業所名	相談支援事業所「ライフ」 指定一般相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所
住 所	徳島県板野郡北島町中村字東堤ノ内28-5
事業所名	蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポップラ」
住 所	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保194番1
事業所名	蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」
住 所	徳島県板野郡北島町新喜来字下竿1番地137
事業所名	指定居宅介護支援事業所「アサガオ」
住 所	徳島県板野郡北島町新喜来字下竿1番地137
事業所名	生活介護事業所 共生型通所介護事業所（名称未定） 指定生活介護事業所 指定通所介護事業所（予定）
住 所	徳島県徳島市応神町中原
事業所名	(仮称)徳島中央支援センター 指定就労継続支援B型事業所（予定）
住 所	徳島県徳島市応神町中原

1. 徳島蒼生福祉会理念

福祉サービスの提供において、個人の尊厳を大切にし、その利用者の意向を尊重し、地域の一員として自立した日常生活を営むことができるよう、質の高い支援で、福祉に貢献することを目指す。

2. 徳島蒼生福祉会基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人権を守り、健康で心豊かな活力のある安心した生活ができるよう支援を行う。
- (2) 利用者が自ら考え行動し、他者と協働しつつ、新たな価値を生み出す力を育成する。
- (3) 利用者一人ひとりの状況に配慮した、より専門的な支援ができるよう職員のスキルアップに努め、信頼される施設運営に努める。
- (4) 利用者の自立に向けた社会人としてのあいさつや言葉遣いなどのマナーや知識を深めるとともに、職業人として求められる能力が高められるよう支援を行う。
- (5) 地域における公益的な取組みを通じて、広く地域の人々に信頼される法人を目指す。

3. 法人運営

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
- (4) 令和6年度障害福祉サービス等の改定による体制の整備
- (5) 感染症対策における日々の徹底
(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション))

- (6) 業務継続計画の策定
- (7) 障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止委員会の設置及び身体拘束等の適正化を図る
- (8) 地域における公益的な取組み
 - (就労支援事業所での利用契約者以外の受けいれ)
 - (期間限定の支援金の受けいれ)
 - (徳島県生活困窮者自立支援事業認定就労訓練事業の受託)
- (9) 非常災害時等における対策等
 - (備蓄品の確認と耐震対策、消防訓練、津波避難訓練、地震訓練)
 - 実施予定日
令和6年6月・令和6年11月・令和7年3月
- (10) 新規事業の計画
 - 生活介護事業（共生型通所介護）、就労継続支援B型事業、共同生活援助
- (11) 検討事業
 - 就労定着支援事業、日中サービス支援型共同生活援助事業、短期入所事業、就労継続支援A型事業

4. 職員倫理（利用者本位のサービスの徹底）

（個人の尊厳）

第一条 私たち職員は、いかなる理由によっても差別を行うことなく、利用者一人ひとりが有する尊厳と権利を守ります。

（体罰の禁止）

第二条 私たち職員は、利用者一人ひとりをかけがいのない存在として尊び、体罰・暴力（精神的暴力を含む）・虐待は行いません。

（プライバシーの保護）

第三条 私たち職員は、利用者のプライバシーを尊重し、財産や個人情報についてはその秘密を守り、安心できる生活の提供に努めます。

（不正の禁止）

第四条 私たち職員は、常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指し、決して不正を行いません。

（意見を尊重する権利の尊重）

第五条 私たち職員は、利用者一人ひとりの意見や要望、苦情を真摯に受け止め、聞き入れながら潤いのある生活の提供に努めます。

（自己決定権の尊重）

第六条 私たち職員は、利用者の援助にあたり、一人ひとりの個性を大切にし、自己決定権を最大限に尊重します。

（知る権利の保障）

第七条 私たち職員は、利用者が求める情報を積極的に提供するとともに、わかりやすい方法で説明するように努めます。

（生活権の尊重）

第八条 私たち職員は、利用者の地域住民としての権利を保護し、豊かな生活を目指してその援助に努めます。

（質の高いサービス提供の義務）

第九条 私たち職員は、常に施設運営の改善に取り組み、利用者主体とした質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

（専門的サービス提供の義務）

第十条 私たち職員は、常に福祉の専門家としての自覚と誇り、そして明確な価値観を持って知識や技術の習得に努めます。

5. 職員研修（3ヶ月に1回以上の職員研修の実施）

令和6年 4月 (新任職員) (全職員)	新任職員研修（諸規定等の遵守、支援方法など 個人情報保護について、権利擁護について 対人援助の知識と技術、人権について 必要な心構えやコミュニケーションのあり方 交通安全について 感染症対策について（新型コロナウイルス等）
----------------------------	--

令和6年 7月 (全職員)	熱中症の事前対策と初期対応 害虫対策(セアカコケグモ、マダニなど) 災害時等の対応、食中毒予防及び衛生管理 虐待防止について、身体拘束等の禁止について
令和6年10月 (全職員)	危機管理(ヒヤリハット)について (職員同士のワークショップ) BCP研修(感染症、自然災害) ノロウイルス・インフルエンザなど感染症の初期対応について
令和7年 1月 (全職員)	職業人のマナーについて 職員同士のグループワーク コンプライアンスの徹底について 年間のヒヤリハットのまとめと対策

- ※厚生労働省、徳島県の文書などの職員回議後、特に必要とされる内容について研修時に再度周知を図る。
- ※その他関係諸団体の研修を修了した職員及びOff-JTによる訓練等の報告の場を設け情報の共有を図る。
- ※虐待防止委員会を設置し、検討結果等を周知徹底する。

6. 職員福利厚生等

- 福祉・介護人材の待遇改善事業一時金等支払い要綱及び福祉・介護職員等特定待遇改善事業一時金等支払い要綱、福祉・介護職員等ベースアップ等支援事業一時金等支払い要綱により厚生労働省『福祉・介護職員待遇改善加算』及び『福祉・介護職員等特定待遇改善加算』、『福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算』に基づき支給
- 職員の健康診断の実施 令和7年1月予定
労働安全衛生法第66条に基づく検査(定期健康診断)の実施
- インフルエンザ予防接種の実施
- 職員の日帰りドック助成(一回のみ)
満40歳以上日帰り人間ドックに限り50%助成
- 地域交流及びスポーツ推進への取り組み助成
- 社会福祉関係等資格支援補助に関する事項(受講料等の約30%以上)

7. 各事業所体制

徳島北障害者支援センター 指定就労移行支援事業所	事業指定	利用定員 6名 平成18年10月
指定就労継続支援B型事業所	利用定員 24名(令和4年3月)	事業指定 平成20年12月
徳島事業所「にじいろキッチン」 蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポプラ」	利用定員 10名(令和4年3月)	利用定員 10名 事業指定 平成24年10月
蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」	事業指定	利用定員 10名 令和元年8月1日
相談支援事業所「ライフ」 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 指定一般相談支援事業所	事業指定	平成26年 8月 平成26年 8月 平成26年12月
居宅介護支援事業所「アサガオ」 指定居宅介護支援事業所	事業指定	令和 3年 3月
他の事業 徳島市日中一時支援事業の受託 生活困窮者就労訓練事業		

8. 徳島北障害者支援センター

(1) 徳島北障害者支援センター（就労移行支援、就労継続支援B型）

　　徳島北障害者支援センター徳島事業所「にじいろキッチン」

（就労継続支援B型）

社会福祉法人徳島蒼生福祉会が設置する徳島北障害者支援センター及び徳島北障害者支援センター徳島事業所「にじいろキッチン」を利用する障害者に対して、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活ができるよう障害福祉サービス事業の提供を行い、一人ひとりの課題と意向を把握した個別支援計画書を作成し、生産活動の機会の提供、能力の向上の訓練などができるよう支援する。

(ア) 指定就労移行支援事業所目的

指定就労移行支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65才未満の利用者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を図ることを目的とする。

(イ) 指定就労継続支援B型事業所目的

指定就労継続支援B型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を図ることを目的とする。

(ウ) 職員体制（多機能型）

- 管理者 1名（兼務）
- サービス管理責任者 1名（兼務）
- 生活支援員 2名
- 職業指導員 11名（内兼務4名）
- 就労支援員 1名（兼務）
- 目標工賃達成指導員 2名

(エ) 開所日

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。

（その月の日数-8日を基準として土曜日はその月の日数により休み）

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

（その月の日数-8日を基準として土曜日はその月の日数により休み）

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとする。

ただし、土曜日のサービス提供時間は午前9時30分から午後12時までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(オ) 利用定員及び主たる対象者

障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
徳島北障害者支援センター		
指定就労移行支援	6名	身体、知的、精神障害者、難病等
指定就労継続支援B型	24名	身体、知的、精神障害者、難病等
徳島事業所 にじいろキッチン		
指定就労継続支援B型	10名	身体、知的、精神障害者、難病等

※厚生労働大臣が定める利用者数の利用定員を超えての提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(力) 令和6年度指定就労継続支援B型平均目標工賃

月額 27,500円

(キ) 作業内容

指定就労移行支援事業所

内職（造花の組み立て、ちぎり作業、電機部品の組立、針並べ、紙製品の折り・袋詰め、飛沫防止シールド、野菜の皮むき、芋のひげ取り等）

写真撮影、写真等印刷、製本等の作業

自動販売機の清掃他

空き缶の回収、出荷、選別作業（アルミ缶、スチール缶）

わかめ販売

マンション掃き掃除

公園清掃

移行準備支援

指定就労継続支援B型事業所

内職（造花の数え、電機部品の組立、針並べ、紙製品の折り・袋詰め、野菜の皮むき、芋のひげ取り等）

印刷、写真コーナーの写真等印刷、製本等の作業

自動販売機の入れ替え作業

空き缶の回収、出荷、選別作業（アルミ缶、スチール缶）

新聞、段ボールの整理等の作業

野菜販売

にじいろキッチンでの調理、盛りつけ、洗浄、接客、掃除等

マイエンザの製作・保管、販売（株式会社 徳松と共同事業）

マンション清掃

公園清掃

施設外就労・施設外支援

(ク) 障害者の適正にあった職場探し

(福祉施設から一般就労への移行) ハローワーク等との連携

一般就労への移行者数 目標2割以上

(ケ) 就労後の職場定着のための支援

6ヶ月以上（本人の希望により継続支援）

(コ) その他定例行事等

○月1回以上のセミナー等の開催

生活セミナー（生活上の必要とされる研修）

集団セミナー（講義、ワークショップ、グループワークなど）

レクリエーション

（ソフトバレー、ソフトボール、カラオケ、散歩、パソコンなど）

ふれあい親睦会

（バーベキュー、くじ引き、コンサートなど）

個別セミナー・集団セミナー（就労・生活面の支援、指導など）

指定就労移行支援事業所

4月	就職セミナー	「面接の仕方について」 (マナー、受け答えの仕方)
7月	就職セミナー	「履歴書の書き方について」
9月	就職セミナー	「面接の仕方」 (演習)

指定就労移行支援事業所・指定就労継続支援B型事業

4月	生活セミナー	「健康管理について」 (食生活と生活)
5月	集団セミナー	「レクリエーションGAME」 (協調性と集団行動)
	生活セミナー	「正しい生活習慣について」 (基本的な生活習慣)
7月	生活セミナー	「自分の育て方」 (心の持ち方、考え方)
	ふれあい親睦会	「月見ヶ丘海浜公園」 (ふれあいと親睦)
8月	生活セミナー	「マイナス思考を改善する」 (ものの見方考え方)
9月	生活セミナー	「人との接し方」 (よい人間関係の在り方)

10月	生活セミナー	「働くことについて」	(働く意味と喜び)
11月	生活セミナー	「作業態度について」	(服装、態度、姿勢)
12月	生活セミナー	「働く場でのルールについて」 (職場でのマナー)	
1月	生活セミナー	「礼儀・言葉遣いについて」 (あいさつ、会話のマナー)	

○会社訪問

(企業への会社訪問、インターネットで企業の採用情報の検索、映像での工場見学等)

○個別相談

(日常生活での悩みごとの相談、福祉サービスの利用方法等)

○昼食支給

○研修旅行の実施 1泊2日

○送迎サービスの実施

徳島方面、徳島川内方面、藍住方面、鳴門方面、松茂方面等希望により、随時検討

○健康管理

健康保持のための措置(平成18年厚生労働省令第171号第184条準用(第87条)として健康診断の実施)

令和7年 1月

インフルエンザ予防接種の一部負担

令和6年11月

○口腔衛生に関する実地研修

令和6年 7月

(ヶ)その他定例行事等

9. 相談支援事業所「ライフ」

(1) 事業目的

〈指定一般相談支援事業所〉

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき精神科病院や施設から地域生活を希望される方の相談を受け、地域に定着できるよう支援する。

(ア) 地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

(イ) 地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

〈指定特定相談支援事業〉

福祉サービスを利用する場合にケアプランをたててサービスの調整をおこないます。定期的なモニタリングをおこなって利用状況を確認します。

〈指定障害児相談支援事業〉

障害児の通所にかかる支援をケアプランを作成して支援します。定期的なモニタリングをおこなって利用状況を確認します。

(2) 開所日時

○開所日 月曜日から金曜日まで

(祝日、お盆、年末年始を除く)

(緊急時については可能な限り対応する。)

○開所時間 午前8時30分～午後5時30分

・職員の研修や、事業の運営上必要と認められる場合には臨時に閉所することができる。なお、臨時閉所に関しては1ヶ月前までに利用者に対して告知を行うこととする。

- ・災害時や緊急時の臨時閉所に関しては、利用者の安全を最優先し、総施設長及び所長の判断で閉所とすることが出来る。
- (3) 職員体制
- 業務分担を明確にし、役割に応じた職員体制を構築していく。
- | | |
|----------|--------|
| ○所長 | 1名(兼務) |
| ○相談支援専門員 | 1名(兼務) |
| ○事務職員 | 1名(兼務) |
- (4) 事業内容
- (ア) 事業所は、指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施する。
- (イ) 事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行う。
- (ウ) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、以下の事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- ①利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ②総合的な援助の方針
 - ③生活全般の解決すべき課題
 - ④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - ⑤福祉サービス等の種類、内容、量
 - ⑥福祉サービス等を提供する上での留意事項
 - ⑦モニタリング期間に係る提案
- (エ) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付する。
- (オ) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案（支給決定内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案をいう。）に位置づけた福祉サービス事業等の担当者（以下、「担当者」という。）を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成する。
- (カ) サービス等利用計画には、以下の事項を記載するものとする。
- ①利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ②総合的な援助の方針
 - ③生活全般の解決すべき課題
 - ④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - ⑤福祉サービス等の種類、内容、量
 - ⑥福祉サービス等を提供する上での留意事項
 - ⑦モニタリング期間に係る提案
 - ⑧福祉サービス等の利用料
 - ⑨福祉サービス等の担当者

- (キ) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付する。
- (ク) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (ケ) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接を行うほか、その結果を記録する。

10. 蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポプラ」

(1) 事業目的

「ポプラ」では、障害のある児童（6才～18才）を対象として日常生活における基本的動作の習得や体を使った活動、遊びやゲームを通してコミュニケーションの方法を身につけるプログラムを実施し、集団生活への適応を促すとともにお子様の持っている力を引き出せるよう支援します。また、学習療育を中心とした事業所として学校からの課題を中心に、児童の自己肯定感・学習態度等を育み、成功体験を積み重ね楽しく学習ができるよう支援する。

その他、心理士による心理カウンセリングも行う。

(2) 支援計画に基づく支援の内容

- (ア) 基本的日常動作の習得
- (イ) 集団生活への適応訓練
- (ウ) 学習療育
(英語教室・手話教室・習字教室・手芸教室等)
- (エ) グループ活動
(公園での野外活動、散歩、お誕生会)
- (オ) 心理カウンセリング
(心理療法)
- (カ) 創作活動
(図画工作・折り紙・手作りおやつ等)
- (キ) 相談及び支援

(3) 個別訓練等

「ポプラ」
隨時 心理カウンセリング
行事 お誕生日会、園外活動、手作りおやつ、折り紙
読み聞かせ、その他季節行事

(4) 利用定員及び主たる対象者

- (ア) 利用定員
定員10名
- (イ) 対象者
学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児

- (5) 従業者の職種、員数及び職務内容
- 管理者 1名（兼務）
 - 児童発達支援管理責任者 1名（兼務）
 - 機能訓練担当職員 1名（非常勤）
 - 保育士 2名
 - 児童指導員 1名
 - 事務職員 1名（兼務）

(6) 営業日・開所時間

○営業日

月曜日～土曜日

(国民の祝日・お盆・12/29～1/3の年末年始を除く)

○開所時間

平 日 午後1時～午後5時30分

土曜日・学校休業日(春休み・夏休み・冬休み・振替休業日)
午前9時～午後3時30分

※短縮授業日及び行事日の場合は下校時刻からとなります。

※長期休暇中(春休み・夏休み・冬休み等)は土曜日が休業日となります。

11. 蒼生園放課後等ディサービス事業所「こども未来」

(1) 事業目的

「こども未来」では、障害のある児童（6才～18才）を対象として日常生活における基本的動作の習得や体を使った活動、遊びやゲームを通してコミュニケーションの方法を身につけるプログラムを実施し、集団生活への適応を促すとともにお子様の持っている力を引き出せるよう支援をします。また、運動療育を中心とした事業所として感覚統合を整えるための粗大運動や手や指を使った細かく精密な動作を必要とする微細運動、複数の筋力・関節を同時に、あるいは協調的に動かす神経系のトレーニングを実施し、基本的な動きの感覚や運動で脳を刺激することにより集中力、コミュニケーション能力等の向上を支援する。

その他、心理士による心理カウンセリング、吉野川病院理学療法士による機能訓練、音楽療法による音楽カウンセリングも行う。

(2) 支援計画に基づく支援の内容

(ア) 基本的日常動作の習得

(イ) 集団生活への適応訓練

(ウ) 運動療育

(粗大運動、微細運動、基礎感覚作り、コーディネーション運動等)

(エ) グループ活動

(公園での野外活動、散歩、お誕生会)

(オ) 機能訓練

(理学療法・音楽療法)

(カ) 心理カウンセリング

(心理療法)

(キ) 相談及び支援

(3) 個別訓練等

「こども未来」

随時 心理カウンセリング

第3火曜日 機能訓練

(4) 利用定員及び主たる対象者

(ア) 利用定員

定員 10 名

(イ) 対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児

(5) 従業者の職種、員数及び職務内容

- 管理者 1名（兼務）
- 児童発達支援管理責任者 1名（兼務）
- 機能訓練担当職員 1名（非常勤）
- 保育士 1名
- 児童指導員 1名
- 事務職員 1名（兼務）

(6) 営業日・開所時間

○営業日

月曜日～金曜日

（国民の祝日・お盆・12/29～1/3の年末年始を除く）

○開所時間

平 日 午後 1 時～午後 6 時

学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・振替休業日）

午前 11 時～午後 6 時

※短縮授業日及び行事日の場合は下校時刻からとなります

12. 生活困窮者認定就労訓練事業

(1) 事業目的

就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行い、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことを目的とする。

(2) 職員体制

- 管理者 1名（兼務）
- 就労支援担当者 1名（兼務）

(3) 開所日

○営業日 月曜日から土曜日までとする。

（その月の日数 - 8 日を基準として土曜日は、その月の日数により休み）

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

○営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

○サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

（その月の日数 - 8 日を基準として土曜日は、その月の日数により休み）

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

○サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(4) 利用定員 3名

(5) 作業内容

内職（造花の組み立て、ちぎり作業、電機部品の組立、針並べ、紙製品の折り・袋詰め等）

写真撮影、写真等印刷、製本等の作業

自動販売機の清掃他

空き缶の回収、出荷、選別作業（アルミ缶、スチール缶）

わかめ販売

(6) 適正にあった職場探し

ハローワーク等との連携

13. 指定居宅介護支援事業所「アサガオ」

(1) 事業目的

介護を必要とする利用者や家族等の意向を基に、居宅サービス、

施設サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画を作成するとともに、事業所及び施設等との連絡調整を密に行い、円滑な運営を図ることを目的とする。

(2) 開所日時

○開所日 月曜日から金曜日まで

(祝日、お盆、年末年始を除く)

(緊急時については可能な限り対応する。)

○開所時間 午前11時～午後5時

・職員の研修や、事業の運営上必要と認められる場合には臨時に閉所することができる。なお、臨時閉所に関しては1ヶ月前までに利用者に対して告知を行うこととする。

・災害時や緊急時の臨時閉所に関しては、利用者の安全を最優先し、総施設長及び所長の判断で閉所とすることが出来る。

(3) 職員体制

業務分担を明確にし、役割に応じた職員体制を構築していく。

○所長 1名(兼務)

○介護支援専門員 1名(兼務)

○事務職員 1名(兼務)

(4) 事業内容

(ア) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

(イ) 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者またはその家族がサービスの選択が可能となるように支援する。

(ウ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(エ) 介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

(オ) 事業所では居宅介護サービス計画を作成するにあたり、できるだけ利用者の希望にそった方式を使用するものとする。

(カ) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(キ) 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(ク) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(ケ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(コ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しよ

うとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

14. 指定生活介護事業所（共生型通所介護）（新規）

(候補地)徳島市応神町中原

(1) 事業目的

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供その他の身体機能や生活能力の向上のための支援を目的とする。

(2) 職員体制

○管理者	1名	(兼務)
○サービス管理責任者	1名	(兼務)
○嘱託医	1名	
○看護職員	1名	
○理学療法士又は作業療法士	1名	
○生活支援員	7名	

(3) 開所日

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(その月の日数-8日を基準として土曜日は、その月の日数により休み
ただし、国民の祝日、1月2月29日から1月3日までを除く。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
(その月の日数-8日を基準として土曜日は、その月の日数により休み
ただし、国民の祝日、1月2月29日から1月3日までを除く。
- サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が
可能な体制をとるものとする。

(4) 利用定員及び主たる対象者

障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
生活介護(共生型通所介護)	30名	知的等

※厚生労働大臣が定める利用者数の利用定員を超えての提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(5) 支援内容

○日常生活支援

利用者の心身の状況に応じて、自立のための支援と日常生活が充実するよう、入浴、排せつ、食事等の介護、整容行為等全般にわたる必要な支援を行います。

○社会生活支援

自立した社会生活が営めるよう、地域の資源を活用するとともに、利用者に様々な機会を提供します。

(ア) 創作活動・生産活動 内職、野菜の下処理、ペットボトルのラベルはぎ・手芸など

(イ) 社会適応活動 市街地外出、交流プラザ（プール等）

(ウ) レクリエーション 音楽レク、スポーツレク、ラジオ
体操、ウォーキングなど

(エ) リハビリテーション 身体機能の維持・向上

(6) 健康管理

毎日のバイタルチェック、嘱託医・主治医との連携、健康診断、服薬管理

(7) その他

(ア) 送迎 施設周辺の徳島市及びその周辺地域（希望により
相談に応じます）

- (イ) 食事 管理栄養士の献立作成による個別のバランスを整え、身体状況や嗜好に配慮します。
 (ウ) 入浴 家庭で入浴が困難な方へ提供します。

15. (仮称) 徳島中央支援センター 指定就労継続支援B型事業所 (新規)

(候補地) 徳島市応神町中原

(1) 事業目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行うことを目的とする。

(2) 職員体制

○管理者	1名 (兼務)
○サービス管理責任者	1名 (兼務)
○生活支援員	1名
○職業指導員	5名
○目標工賃達成指導員	1名

(3) 開所日

○営業日 月曜日から土曜日までとする。
 (その月の日数 - 8 日を基準として土曜日は、その月の日数により休み)
 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

○営業時間 午前8時から午後5時までとする。

○サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。
 (その月の日数 - 8 日を基準として土曜日は、その月の日数により休み)
 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

○サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(4) 主たる対象者

障害福祉サービスの種類	主たる対象者
就労継続支援B型	身体、知的、精神障害者、難病等

※厚生労働大臣が定める利用者数の利用定員を超えての提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(5) 作業内容

事業業種	作業内容
カフェ経営	調理、店内の掃除や備品補充、品だし、洗浄、野菜即売、レジ業務など
チルド宅配(検討中)	調理(ニュークックチル、クックサーブ、真空調理法)、配達、集金など
備考	徳島北障害者支援センター野菜販売所から野菜を仕入れ→販売、カフェ食材
施設外就労・施設外支援	

(6) 障害者の適正にあった職場探し

ハローワーク等との連携

(7) 就労後の職場定着のための支援

約6ヶ月間

(8) その他定例行事等

16. 指定共同生活援助事業所（グループホーム）（新規）

（1）事業目的

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

（2）職員体制

○管理者	1名（兼務）
○サービス管理責任者	1名（兼務）
○生活支援員	1名（兼務）
○世話人	1名（兼務）
○夜間従事者	1名

（3）開所日

○サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

○サービス提供時間 午前6時から午前9時まで

午後4時から午後8時までとする。

上記の時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

（4）主たる対象者

障害福祉サービスの種類	主たる対象者就労
共同生活援助	身体、知的、精神障害者、難病等